

平成28年3月甲良町議会定例会会議録

平成28年3月22日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算の撤回
- 追加3-1 議案第35号 平成28年度甲良町一般会計予算
- 第3 議案第15号 地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第4 議案第16号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第5 議案第17号 甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例
- 第6 議案第18号 甲良町行政不服審査会条例
- 第7 議案第19号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
- 第8 議案第20号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
- 第9 議案第21号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第22号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第23号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第24号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第26号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第15 議案第27号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第16 議案第28号 平成28年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第17 議案第29号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第18 議案第30号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第19 議案第31号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第20 議案第32号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第21 議案第33号 平成28年度甲良町水道事業会計予算

- 第22 議案第34号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 発議第2号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 発議第3号 北川豊昭甲良町長に対する問責決議（案）
- 第25 意見書第1号 歩行者と自転車通行の共有路標識を必要度の高い尼子信号から出町までの歩道に設置し、甲良町内の歩道の必要箇所に拡充することを求める意見書（案）
- 第26 意見書第2号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）
- 第27 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	教育次長	山本昇
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	山田禎夫	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	川嶋幸泰
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時14分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年3月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 宮寄議員および8番 西川議員を指名します。

日程第2 議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算の撤回の件を議題といたします。

町長から撤回の理由説明を求めます。

町長。

○北川町長 おはようございます。ご苦労さんです。

それでは、撤回の理由について説明をさせていただきます。

甲良町議会議長 木村修様。

甲良町長 北川豊昭。

議案の撤回について。平成28年2月25日付、甲総第290号で提出しました議案中、第25号議案 平成28年度甲良町一般会計予算については、下記の理由により撤回したため、甲良町議会会議規則第20条第2項の規定により請求をします。

撤回理由。

1、予算に計上している(仮称)甲良町南部工業用地企業誘致事業および自治体PPS事業のあり方について、改めて説明および議論をする必要があると判断したため。

2、追加提案した甲良町特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例案に対応した予算計上を行うため。

3、横領事件に関する賠償金を歳入に追加するため、撤回をさせていただきたいということでございますので、何とぞご理解のほどをお願い申し上げます。

○木村議長 お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算の撤回の件を許可することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第25号 平成28年度甲良町一般会計予算の撤回の件は許可することに決定いたしました。

ただいま議案第25号の撤回が許可されたことにより、お手元に配布のとおり、新たに平成28年度甲良町一般会計予算が提出されました。本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、平成28年度甲良町一般会計予算を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加議案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 平成28年3月定例議会追加提案説明。

先ほど、議案第25号平成28年度甲良町一般会計予算の撤回の許可をいただきましたので、新たに議案第35号として平成28年度甲良町一般会計予算を上程させていただきます。

内容につきましては、撤回した議案第25号により、(仮称)甲良南部工業用地企業誘致事業費の減額および自治体PPS出資金の削除をしたところによる土木債の減額とあわせて、甲良町特別職の職員の給与に関する条例を改正する条例案に対応した甲良町長の給与の減額、また、歳入面では横領事件に関する損害賠償金1,000円の追加をし、一般会計予算を36億7,400万円といたしました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○木村議長 ここでお諮りします。

これより審査願います追加日程第3の1、日程第1、議案第35号 平成28年度甲良町一般会計予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

それでは、追加日程第3の1、日程第1、議案第35号を議題といたします。議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第35号 平成28年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成28年3月22日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する議案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

議案第35号 平成28年度甲良町一般会計予算。

第1条。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,400万円と定めるものです。内容につきましては、第1表で説明いたします。第2条、債務負担行為につきましては第2表、第3条、地方債につきましては第3表で説明いたします。第4条、一時借入金につきましては、借入最高額を6億円と定めるものです。第5条は、歳出予算の流用を定めるものです。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。1款 町税8億6,606万1,000円、2款 地方譲与税3,100万円、3款 利子割交付金130万円、4款 配当割交付金250万円、5款 株式等譲渡所得割交付金140万円、6款 地方消費税交付金1億1,540万円、7款 自動車取得税交付金690万円、8款 地方特例交付金198万円。

2ページをご覧ください。

9款 地方交付税14億5,800万円、10款 交通安全対策特別交付金138万9,000円、11款 分担金及び負担金4,280万5,000円、12款 使用料及び手数料2,661万8,000円、13款 国庫支出金2億4,892万2,000円、14款 県支出金2億5,398万5,000円、15款 財産収入3,085万円、16款 寄付金8,010万円。

3ページをご覧ください。

17款 繰入金1億9,172万5,000円、18款 繰越金4,000万円、19款 諸収入1億1,066万5,000円、20款 町債1億6,240万円。歳入合計36億7,400万円でございます。

4ページをご覧ください。

歳出。1款 議会費6,745万8,000円、2款 総務費6億3,295万2,000円、3款 民生費12億1,287万6,000円、4款 衛生費2億7,410万3,000円、5款 労働費63万5,000円、6款 農林水産業費1億1,420万3,000円。

5ページをご覧ください。

7款 商工費4,148万5,000円、8款 土木費1億6,717万

円、9款 消防費1億1,496万円、10款 教育費4億239万3,000円、11款 災害復旧費2万5,000円、12款 公債費4億2,510万円。

6ページをご覧ください。

13款 諸支出金2億1,714万円、14款 予備費350万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次に、7ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為。

事項、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償。期間、平成28年度から平成40年度まで。限度額、実質損失額の10分の8について200万4,000円で、その損失を補償するものです。

地域福祉計画策定事業、平成28年度から平成29年度まで、634万円。本事業以下の事業につきましても、期間は同じでありますので、期間の説明を省略いたします。甲良町都市計画図整備事業820万円、甲良東小学校修学旅行事業130万円、甲良西小学校修学旅行事業100万円、甲良中学校修学旅行事業520万円、学校保健検査事業250万円です。

続いて、8ページをご覧ください。

第3表。地方債。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額1億3,500万円、公共事業等債、町道改良分2,340万円、消防指令施設整備事業債160万円、消防指令施設整備事業債、単独240万円。計1億6,240万円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。当初予算が撤回されました。これが許可をされたわけですが、当初予算の持つ重み、つまり28年度の事業は、甲良町政としてはこういう方向で行くということで当初予算の重みからすれば、撤回ということになりました。それで、7日の委員会で厳しい意見があり、そして、多数で否決をされたことを受けて、その2つの事業を修正する、ないしは皆減するという形になったんだと思いますが。

それで、町長の認識を問いたいんですが、当初予算の重み、重要性について、どう思うように思われて、この当初予算を計画したのか。予算委員会の中で出てきましたけども、自治体PPSについては早過ぎたというように思っているという発言も町長から飛び出して、私たちは驚いたところなんですけれども、そういう点では前年度の事業が終了した後、1年かけてないしは次年度の予算編成というのは夏場を過ぎて計画していくということになるだ

ろうと思いますけども、そういう点ではこの重み、工業団地の調整での位置づけ、これがどうだったのかと、その2点をまずお尋ねしておきます。

○木村議長 町長。

○北川町長 28年度の当初予算については、既に昨年の11月ぐらいから財政担当の方が十分、予算編成について素案を作成しております。そうして、私の方は最終、町長の査定というようなことで、1月から2月の前半にかけてしっかりその部分を精査させていただいた、そういう経緯がございます。

予算の中で特に今まで私が選挙公約で上げさせていただいた部分もしっかりと反映をさせていただくということがまず第一で、それと同時に、子育てあるいは教育あるいは福祉、いろんな面で各分野にわたってバランスのよい予算編成をさせていただいて、住民の皆さんの負託に応えるということが前提条件で取り組んでまいりました。

その中で特に今回、問題視されておりますPPSについては、昨年、大きな企業さんの方から新電力が今年の4月から自由化になるというようなことで、甲良町の中でも電力の消費について無駄な使い方をしている部分が結構、企業にもあるというようなことで、自治体も先頭を切って企業と連携をとって、無駄な部分をできるだけ削減できる取り組みをしてはどうかというような提案もございました。全国各地でいろんな企業さんあるいは自治体が連携を組んで、そういう事例もあるというようなことから、我々としても今回、予算500万を上げさせていただいているわけですが、試みとしてそういうことも1つの地元の企業さんに対して、それが効果があるのであれば、取り組んでいきたいということで、試験的にと言うたら語弊がありますが、そういうことも取り組んでいこうかというようなことで決めさせていただいたんですが、情報がもう少し十分でなかったというようなことでもございます。最近では、地元では平和堂さんもそれに参入するというような情報もありますが、我々としては自治体の中の、例えば役場とか中学校とか保健センターとか、そういうところでいわゆる消費電力の力率がもう少し効率的な使い方ができていないというんですか、要らん電力料金を払わなければならない部分を削減できたという思いがあったのと、企業の中でもそういう部分があるのかなということで、調査を進めながら取り組んでいったらなというような思いをしておりましたが、皆さん方から委員会でいろんなご意見もいただきましたので、もう少し先延ばしをして、周囲のそういう環境も見ながら、再度検討していきたいというような思いです。

それと、もう1つ、南部工業団地については、誘致に向けて取り組んでおりますが、地元の区の同意をいただかなければならないというようなことから、ため池とため池の間をどの程度の規模で、どういう工法で、どのくらい

の費用がかかって、そして地元の同意を得られるような拡張工事ができるのかという部分の予算を上げさせていただいた金額が結構思っている以上にかかるというようなことで予算が上がってきたということが、議会の議員の皆さんからいろいろと意見が出たということでございますので、地元区に対して説明するにあたっては、ざっとの計算で報告をさせていただくということで十分やという地元区の同意もいただいたので、今回は細かいことはあまりきちっと設計をしないで大まかな形ですることによって、予算が大幅に縮小できるというようなことから、今回は減額をさせていただくということで、今回、一般会計の当初予算は一度撤回をさせていただいて、改めて組ませていただくということにさせていただいたということでございまして、当初予算を1回組んで、それを撤回するという事は、普通考えられないことでもありますので、そのことについては大変申しわけないなとも思っております。

以上です。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。最後の方で、当初予算の持つ重み、そして、これがベストということで議会に提案されたやつが撤回される、この点の重みを回答いただきましたけども、町長の説明の中で地元の池寺の説得をする上での最小限の図面とか調査費等が計上されているということですが、以前に業務委託で土地利用の計画書、これは800万だったと思いますけども、報告書の抜粋をいただいておりますが、その内容で十分、池寺に説得をする材料は書面としては十分そろっているというように私は思いますし、後の委員会に付託されましたので、詳しくまた聞いていきたいというように思います。

それで、具体的には現町政の基本姿勢が大変問われている着服問題です。新しく提案された23ページに賠償金が1,000円計上されています。これは、全協でも説明がありました。今回の着服に関して、賠償されたことの受け皿をつくるということで口開けの予算の計上ということになりましたが、そこで私は3月16日6時ごろ、ある方から電話をいただきました。これは、町行政の基本にかかわることですし、以前も何度か言っておりますが、町行政の税金の収入のところでの穴あき、しかも職員による犯罪容疑という形になって、逮捕こそされていませんけども、非常に明らかになっているケースです。それで、今の事件は第2の着服疑惑があるんだということで連絡がありました。聞いてみますと、実は第1の着服疑惑ではなかったかというように思いますが、それはこういう内容のものです。昨年、時期は定かではないものの、5月か6月というように言われていました。情報提供者は実名でちゃんと名乗っていただきました。庁舎内部で収納関係の不明朗な事件が発覚したため、調査委員会、当人さんは調査委員会というように言われています。

が、そうでないかもしれませんが、設置されたが、プレミアム商品券の問題や今回の今年の着服事件などが起こって、はっきりさせないままに現在になってしまっているというものです。

そこでお尋ねしたいんですけども、庁舎内に調査委員会、つまり不明朗な収納関係の問題、これは建設水道課にかかわる収納でありますけども、そのことが事実かどうか。つまり、そういう不明朗な事件が発覚して、それで調査委員会が設置されて、調査中というようになっています。それでかかわった職員の実名も言うていただきました。これは、公表することは差し控えます。けども、こういうことが起こっていて、去年の5月、6月です。それが内部で処理をされている、議会にも報告されていないという状況で、今回、税務課の職員の事件が起こる。このときにちゃんと対応していれば、もっと早く解明をできていますし、その犯行も深くなることはなかったと思うんですが、そんなことがあったのは事実ですか。非常に私が信頼をされている方から実名で電話をいただきましたので、どういうことなのか、あくまで疑惑程度なのか、それともそういうことがあって、現在、調査中で進行しているのかどうか、また中断しているのかどうか。それも、町行政の信頼とのかかわりがありますので、きちっとけりをつける、明らかにする。今回の着服事件の問題も真相解明、つまり全容の解明がぜひ必要になってきますし、そういう点でどうなのかという点をお答えいただきたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 西澤議員から今、初めて聞きまして、私も驚いているところです。何もそういう情報は入ってきておりません。今、初耳です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで休憩します。休憩中に予算決算常任委員会の開催をお願いいたします。

(午前 11時25分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○木村議長 再開いたします。

次に、日程第3 議案第15号から日程第7 議案第19号までを一括議題とします。各議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

阪東委員長。

○阪東総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会の審査報告書の読

み上げによって報告にかえさせていただきます。

甲良町議会議長 木村修様。

総務民生常任委員会委員長 阪東佐智男。

総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

事件の番号、議案第15号。

件名、地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

審査の結果、原案可決。

議案第16号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

原案可決。

議案第17号 甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。

原案可決。

議案第18号 甲良町行政不服審査会条例。

原案可決。

議案第19号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例。

原案否決。

次のページ。

2、審査経過。

議案第15号 地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上位法の改正に伴う改正であり、内容に変更はないかとの問いに、内容に変更はないとのことであった。

議案第16号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

決定機関に不服があるときの不服申し立ての表現が変わったという理解でよいのかという問いに、上級機関がないため、町長に異議申し立てすることは変わらないが、公平に取り扱うため第三者機関を設置するとのことであった。不服申し立てをした後、異議申し立てをすることに変わりはないかとの問いに、不服申し立てと異議申し立てが審査請求に一元化されたとのことである。

あった。国保料などの決定通知に記載の文言も変更されるのかとの問いに、改正後は変更されるとのことであった。その他にもいろいろ質疑があった。

議案第17号 甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。

特に質疑はなかった。

議案第18号 甲良町行政不服審査会条例。

審査会委員の資格要件はあるのか、また、公平公正を期すために基準を作成する必要があると思うがとの問いに、事案によっては弁護士なども考えており、規則等で定めることを検討しているとのことであった。

審査請求人と審査関係人の違いはとの問いに、事件に関し請求する者が審査請求人であり、審査庁が審査関係人であるとのことであった。その他いろいろ質疑があった。

議案第19号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例。

個人番号の流出、漏えいの危険性が危惧されるが、リスク管理やセキュリティなど、マニュアルを作成し提出されたいとの問いに、情報系、基幹系の端末を分けること、パスワード管理、静脈認証、USBの取り扱いなど、情報セキュリティポリシーを3月中に作成し、職員研修を行うとのことであった。

通知カードがまだ届いていない件数およびその解決方法はとの問いに、2月23日現在、107枚の残があり、再度3月31日までに取りに来てもらえるように通知する。それでも残っている場合は廃棄処分をし、それ以降の交付は再発行となり手数料がかかることになる。宛名不在の返戻分については、通知先住所に訪問するなどの確認もしていきたいとのことであった。

町民は着服事件で大きなダメージを受けている。情報を管理するのは職員であり、住民の不安にどう応えていくのかとの問いに、国のガイドラインおよび県の指導に基づいて個人情報の漏えいがないように取り組んでいるとのことであった。

確定申告、年金の申請など国や社会がマイナンバーを必要としている。情報漏えいに対する町民の不安を取り除くことを重要課題として取り組むこととの意見があった。その他にもいろいろ質疑や意見があった。

以上。

○木村議長 総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第15号 地方公務員法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、議案第16号 行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。賛成討論を行います。

賛成するにあたって、不服という文言が今回は生かされ、異議申し立てというのが審査請求に統一をされていきます。この機会に、町行政と町民との間に風通しのいいやり取り、つまり、町行政も無私ではない、つまり間違ふことがゼロではないという立場で、間違ふ場合にいろいろ対応があります。しかし、町民の声を真摯に聞いていただいて、そして、その間違ふは行政としても真摯に正すというようにやっていただきたい、これは行政不服審査法そのものがいろいろな場合に行政処分、行政の決定権があります、それに対する町民が正当な形で異議の申し立てができる。つまり、審査の請求ができるということを広く町民に言っていただきたい。よくうなり込みに行くというのをよく聞きますが、そういう形ではなくて、こういう手続がちゃんとできますというルートを通じて、異議の申し立てをしていただきたい、この点が不服なんだということを言っていただきたいというのを町行政としてもぜひ指導を強化してほしいと思います。

とりわけ、無法問題等、正当な要求でもあるにもかかわらず、町行政が非常にかたくなに行政側の非を認めない、こういうところで怒りに火がつく場合があります。こういう場合でもしゃくし定規に書面という形ではなくて、そういうようにして町民の不満、それから町民の不服を十分に聞いてもらう、

そういう町行政であっていただきたい。それから、窓口で対応する職員はそういうように町民の声を聞いてもらう。本人の言い分が間違いであったら、ここはこういう理由であなたの勘違いですよと、間違いですよと。町はこういうようにして決定したんだということをきちっとやり取りをするというのが大事です。私が知っている範囲で見ても、そういう町の側が指導的な立場できちっと言わないために、怒りが先に来て、ばんばんと言ってしまうというケースが幾つもあります。そういう点では、町は町民を指導すること、同時に全体の奉仕者として町民の意見をしっかり聞くというのが大事な仕事ですので、その部分を徹していただきたいことを申し上げて、この改正にあたっての賛成討論とするものです。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号 甲良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、議案第18号 甲良町行政不服審査会条例について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 委員長報告の中にもありますように、事案、事案によって専門の方、それからそれに精通されている方、また法律に詳しい方という形で、その都度、設置をされるという条例になっています。現在の情報公開条例には、審査会が既に設けられています。委員長報告の中にも述べられていますが、規則等で定めるといようにされています。総務民生常任委員会が開かれた段階では、規則はまだ準備をされていませんでした。可決されるだろう、その内容を受けて規則の早期制定をしていただいて、議会に示していただきたいと思ひますし、審査会そのものが第三者機関、町長が選定をしますので、客観的に第三者機関になるかどうかは別でありますけども、別の角度で不服の内容、審査請求の内容を審査するという形に変わっていきますので、ぜひとも客観性が持たれて、公平公正が担保されるように、ぜひとも努力をしていただきたいと申し上げて、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号 甲良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 委員会の中でも明らかになりました、また全員協議会や議案審議の中でも明らかになっておりますが、この個人番号の記載そのものに強制性が与えられているという段階ではありません。ましてや、その大前提として個人情報の漏えいが逐一報道されていますし、国の機関の年金機構の大量流出、漏えいなども大問題になっています。そういうところの国民の不安から、個人情報の漏えいがさらにこの番号制によって加速されるという不安が渦巻いています。

そういう中で、委員会の中でも甲良町だけがそのことに乗らないという選択肢はないという意見がありましたけれども、逆に言えば、そういう危険な

ところに甲良町が合流する必要がないということです。しかも、この委員長報告の中にもありますように、3月までにそのセキュリティのマニュアル化を以前から、12月の議会の段階から言われていたんですけども、文書として示されていません。委員会の中でもそのことが指摘をされてまいりました。そういう点でも、この膨大な事業の全てにわたって、個人番号を記載することを前提とした条例が制定される必要はないというのがありますし、国の強制的な制度変更が法律上、施行されてからでも十分間に合うことでありますので、急いでやる必要がないということを申し上げて、反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。委員会でも発言しましたとおり、個人番号制に対して全面的に否定するわけではございませんけども、今の甲良町の素性を見ても、今現在は時期尚早かなど。先ほど西澤議員もおっしゃっていましたが、まだルールができていない。私は、ルールだけではまだ不足やと思っています。ルールの上に各職員のモラル、これがしっかりと教育できてこそ、この運用がスタートしてもいいかなというところで思っておりますので、行く行くは乗っていかないとはいえないかなと思うんですけども、今現在はこれに乗るのは危険かなということで反対討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。町が提出した原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第19号は否決されました。

次に、日程第8 議案第20号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第9 議案第21号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第10 議案第22号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第11 議案第23号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第12 議案第24号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。当初予算には反対をしております。今回、27年度の末を迎えて、補正予算という範囲で賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第14 議案第26号から日程第21 議案第33号および追加日程第3の1、日程第1、議案第35号までを一括議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○西川予算決算常任委員長 それでは、読み上げて報告とかえさせていただきます。

平成28年3月22日。

甲良町議会議長 木村修様。

予算決算常任委員会委員長 西川誠一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議

規則第 77 条の規定により報告します。

審査結果。

議案第 26 号 平成 28 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

原案可決。

議案第 27 号 平成 28 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会予算。

原案可決。

議案第 28 号 平成 28 年度甲良町介護保険特別会計予算。

原案可決。

議案第 29 号 平成 28 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

原案可決。

議案第 30 号 平成 28 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

原案可決。

議案第 31 号 平成 28 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

原案可決。

議案第 32 号 平成 28 年度甲良町下水道事業特別会計予算。

原案可決。

議案第 33 号 平成 28 年度甲良町水道事業会計予算。

原案可決。

議案第 35 号 平成 28 年度甲良町一般会計予算。

原案否決。

審査経過。

議案第 26 号 平成 28 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

国民健康保険税滞納繰越分の計上根拠はとの問いに、収納率 16% で算出しているとのことであった。

資格証明書および短期保険証の発行件数はとの問いに、28 年 3 月時点で資格証明書 11 世帯、25 人、短期保険証 52 世帯、86 人とのことであった。

一般管理費の負担金レセプト処理費 136 万 9,000 円とレセプト点検業務賃金 272 万 5,000 円との関連性はとの問いに、レセプト処理費は医療機関等から国保連合会に送られたレセプトの点検について国保連合会に負担しているもので、レセプト点検業務賃金は町で二次点検を行うための嘱託職員の賃金とのことであった。

保健事業費のデータヘルス計画評価事項分析事業委託 92 万 4,000 円計上されているが、委託先や事業の概要はとの問いに、事業は株式会社ウェルクルに委託し、住民の健康保持増進のため、医療的な課題を明確にして効率的な保健事業を行うため、保健師や健康推進員、区役員と連携し取り組ん

でいるとのことであつた。

その他にもいろいろ質疑、指摘があつた。

議案第27号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

特に意見はなかつた。

議案第28号 平成28年度甲良町介護保険特別会計予算。

運営協議会委員報酬15万円の計上があるが、開催回数および協議内容はとの問いに、年2回、予算、決算議会の前に開催し、主に新年度予算や決算について説明し、委員から意見を聴取しているとのことであつた。

介護保険計画等見直策定業務委託216万円の内容はとの問いに、第7期介護保険計画が30年度から始まるため、新計画策定に向け、28年度に住民ニーズ調査を行うための経費とのことであつた。

保険料や利用料の軽減はとの問いに、保険料は10段階あり、基準額は5段階の6,000円であるが、低所得者には基準額に対し0.55から0.1の軽減があるとのことであつた。

その他にもいろいろ質疑、指摘があつた。

議案第29号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

墓地の総区画数と販売数はとの問いに、総数は396区画であり、販売数は213区画で全体の53.8%とのことであつた。

販売に向けての取り組みは、また町外への販売数はとの問いに、町外への販売数は9区画であり、今後も新聞折り込みのチラシを町内外へ行い、販売促進に努めたいとのことであつた。

その他にもいろいろ質疑、指摘があつた。

議案第30号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

住宅新築資金等貸付金元利収入の滞納繰越分780万円計上されているが、悪質な滞納者への取り組みはとの問いに、収納促進に向け督促や催告通知、保証人への通知、裁判所を通じた支払督促等を行い、納付相談をしながら滞納額減少に努めたいとのことであつた。

委託料の電算処理委託91万円の内容はとの問いに、しがぎんコンピュータサービス株式会社に委託している償還システムの委託料とのことであつた。

その他にもいろいろ質疑、指摘があつた。

議案第31号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

不動産売払収入600万円計上の内容はとの問いに、28年度に長寺地先の一部で販売できる土地があり、販売条件については特にはないが、住居を建ててもらえればと考えているとのことであつた。

その他にもいろいろ質疑、指摘があつた。

議案第32号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計予算。

公共下水道事業債、資本費平準化債、流域下水道事業債を合わせ、1億5,060万円の起債の計上があるが、何らかの補助があるかとの問いに、3つの起債ともおおむね2分の1の交付税措置があるとのことであった。

公共下水道面整備工事費750万円の内容はどの問いに、汚水枳設置2カ所の工事費および北落地先100メートルの面整備工事費とのことであった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第33号 平成28年度甲良町水道事業会計予算。

配水管布設工事補助金50万円の内容はどの問いに、本管から30メートル以上離れたところに住居を建てる場合、工事費の2割を上限として補助するとのことであった。

滞納や収入未済に対する取り組みはどの問いに、27年12月に催告書を発送し、広報に給水停止のお知らせを掲載したことにより、納付される方も増え、分納誓約などの納付相談をされる方も増えている。今後も納付への理解を求め、収納率の向上に努めたいとのことであった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第35号 平成28年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

町税の滞納繰越分の算出根拠はどの問いに、過去5年間の収納率に目標数値を勘案し、計上したとのことであった。

地方交付税14億5,800万円は、前年に比べ600万円減額されているが、算定の根拠はどの問いに、人口や世帯数、児童数や65歳以上人口および農道の面積や町道の延長などが根拠となっているとのことであった。

新幹線や高速道路などからの固定資産税の収入はどの問いに、新幹線については国から、近江鉄道については県から交付され、高速道路については中日本高速道路株式会社から納入されているとのことであった。

広域入所保育料、受け入れ分42万円が28年度に計上されている理由はどの問いに、受け入れ市町が直接徴収することになったとのことであった。

道路整備費等地元負担金15万円の対象と負担割合はどの問いに、町道長寺九条野線の改修で地元負担10%分とのことであった。

明日の教育のための支援事業補助金500万円の内容はどの問いに、学校教育課長の人件費補助とのことであった。

改良住宅譲渡処分収入2,242万円の内訳はどの問いに、10棟20戸分で、1戸当たり80万円から140万円とのことであった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

歳出の部。

総務費の甲良町行政区交付金535万4,000円計上されているが、そ

の内容はとの問いに、前年度までの報酬等で計上していた区長報酬関係経費を交付金として計上することになったとのことであった。

企画費のふるさと納税特産品3,800万円計上されているが、ふるさと納税8,000万円から特産品との積立金3,010万5,000円を差し引いた分、約1,200万円は何に支出するののかとの問いに、返礼品発送に係る経費や人件費、PR用の広告料とのことであった。

社会福祉費の地域活動支援センターI型負担金163万8,000円の内容はとの問いに、1市4町の定住自立圏で行う障害者自立支援事業で、ステップアップ21と遥山会の2事業所に支払う負担金とのことであった。

子育て支援費のガイドブック作成業務委託300万円計上しているが、その内容はとの問いに、人口減少対策における総合戦略事業の一環として、就学前児童の保護者向けに子育て支援施策のガイドブックを作成するとのことであった。

老人福祉費の老人保護措置費824万円の内容はとの問いに、介護保険の適用にならない虚弱の方3人分の養護老人ホーム入所経費とのことであった。

環境衛生費の自動車騒音面的評価業務委託200万円の内容はとの問いに、地方分権一括法により、県から町へ事務委譲されたもので、国道、県道2路線で騒音調査するものとのことであった。

商工振興費の住宅リフォーム補助金280万円の内容はとの問いに、リフォーム、新築、除却を含む1件20万円の14件分とのことであった。

農地費の測量設計委託435万6,000円の内容はとの問いに、ため池の耐震調査ハザードマップ作成と柵の森漏水調査の委託費とのことであった。

道路橋梁新設改良費の物件補償費400万円の内容はとの問いに、長寺九条野線および小川原内川原線道路改良工事の拡幅に対する物件補償とのことであった。

地籍調査費の委託料1,000万円の内容はとの問いに、長寺第4、5、6工区の閲覧、立会、素図作成、長寺第3工区、在士、法養寺の認証分とのことであった。

防災費の防災行政無線保守委託407万1,000円の内容はとの問いに、本庁舎にある本局1局と各集落や役場出先機関にある21局の保守点検委託経費とのことであった。

防災費の一時避難所施設耐震改修補助金604万円の内容はとの問いに、在士公民館耐震改修補助金とのことであった。

教育振興費の自転車購入事業補助金70万円計上されているが、事業内容と対象はとの問いに、1万円補助の70件分であり、甲良中学校へ進学する小学6年生の町税等に滞納のない保護者を対象にしているとのことであった。

学校給食費の学校給食費補助金132万9,000円の内容はとの問いに、27年度から3年間の補助事業で、児童1人につき月200円の11カ月補助とのことであった。

(仮称)南部工業団地については、地元の承諾が得られたとしても、町内には反対住民の方もおられるので、町民や議会への説明責任をしっかりと果たし、十分に理解を得られた上で、最小限の予算で事業を執行されることを要望するとの意見があった。

今回の横領事件に対する不正防止マニュアルを早急に作成すること。また、町民の不信を払拭し、信頼ある町行政の確立に向け、努力されるよう強く要望するとの意見があった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

以上。

○木村議長 予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第26号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 データヘルス計画の詳しい分析と調査結果が提出されました。これを見てみますと、甲良町の町民の特有の健康状態、そして何を改善していく必要があるのかというのが、私は素人でありますけれども見えてまいります。

その点から見ても、甲良町の町民の健康を預かる、また健康を守っていく国民健康保険事業がそういう方向で、健康に健やかにこの地域で暮らしていけるという計画をつくる上での大きな指針になってくると私は思っています。その点でも、今後の事業の展開に、このデータヘルス計画を分析し、そして施策に活かすということをぜひしていただきたいと考えています。

国民健康保険の資格証、それから短期保険証については原則発行しないという立場に以前から言っていました。これは、病気になるときの命のきずな、綱と言われるぐらいに大事なものであります。そういう点では、重症になって初めてかかる。そうしますと、結果的には医療費も多く使ってしまう。そういう点では、長野を中心に医療費の無料化、お年寄り65歳、それを発展して60歳から実施しているところも出てきています。それから、乳幼児の医療費の無料化。甲良町は中学まで無料化の制度が拡充しました。気軽に診療し、早期発見、早期治療というのが大原則になっています。

そういう立場からも、またもう一つは命、健康とのバランスから、資格証で経済的な制裁を加えていくということとは別の制裁が入ってまいります。その点では原則発行しないという立場に立っていただきたいし、それから、今現在、県下で比べますと、国民健康保険の料金自体は比較検討で高い部類にはありません。けれども、町民レベルで言いますと、支払うことができない家庭が本当に増えていまして、国保の滞納は深刻な状況です。そのことを解決する上でも国民健康保険税の引き下げ、一般会計からの持ち出しも必要なわけですが、その決断に進まねばならない状況でありまして、その点から見て、今回の28年度の国民健康保険の会計予算は不十分と見ざるを得ず、反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。賛成の立場で討論を行います。

長引く経済の低迷で、雇用情勢は悪化し、町民生活はますます厳しい状況にあると思われれます。一方、国民健康保険財政は医療費負担が年々増大し、厳しい財政運営を強いられている中、甲良町国民健康保険特別会計、平成28年度予算の歳入では、平成27年度予算と比較して、ざっと4,800万の増額を見込んでおります。保険料の納付環境の整備や保険料の軽減など、納付しやすい環境整備を整えており、収納率を向上させる努力と歳出についてもできる限り抑え、予算編成がされていることが見受けられます。平成28年度予算は収納率の向上や事務費の軽減などのさらなる努力を大いに期待いたしまして、賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会予算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者の医療制度が75歳を区切りにして変わります。しかも、罹病率の高い高齢者を一くくりにした保険制度になっており、医療費の支出から見ても、それからまた、保険料の支払い、負担という形から見ても、医療行為が増えれば増えるほど、保険料が高くなるという仕組みになっています。そういう点では、国の支出を極力抑えるというところから出てきた制度であり、そして、作成をした当時の大臣そのものも「姨捨山」ということで高齢者を一くくりにしていく差別的な医療制度だというように言わざるを得ない制度です。

以前、後期高齢者医療事業については、制度そのものも廃止をし、そして、新たな差別的でない制度に変更する方向も出されましたが、そのままになっています。そういう点でも事業運営の根本から私は賛成できないという立場を表明させていただきたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、議案第28号 平成28年度甲良町介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険の制度も始まって8年目を迎えます。この制度そのものも介護の社会化というようにしてうたわれましたが、だんだんと介護の認定自体が絞られて、要介護1、2が保険事業から外されるという方向に改悪をされる方向をめざしています。厚労省がそういう方向も打ち出しています。そして、原則2割負担を導入するというのも明らかにしており、ますます介護保険の制度が安心して利用できる制度から遠のいていくという現実です。

現実には、介護保険を利用して早期に介護を受けている高齢者、事例で私の母もそうですけども、回復をしていく、そして、健康に暮らしていけるという状況のサポートができる制度です。ですから、国をあげてこの介護保険事業を地方に押しつけることなく、サポートをしていく必要がありますが、そ

のことから外れます。国がしないのであれば、町としても高齢者を抱える甲良町です。その事業に思い切った予算措置を加える。もちろん、これは保険料や利用料の他会計からの導入はペナルティが課せられるという枠があります。ですから、そこは工夫をしながら負担を軽減するというのは今、甲良町が求められているところでありまして、町民と対話しますと、一番最初に出てくるのが、介護保険料がほんまに高いと、これを何とかしてほしいというのは、誰もが口をそろえて言われるところです。そこに努力をしてもらうことを求めて反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、議案第29号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論はありますか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。新築資金は同和対策事業の重要な柱として展開をされました。積極面と陰の部分があらわれています。積極面で言えば、

この新築資金を完済していった段階で2,000万を超える財産が一般会計、つまり甲良町の財産として運用できる、こういう状況にもあります。しかし、1、2度しか支払っていないという方が、行政不信という理由で払っていないことも委員会の審議の中で明らかになりました。しかも、この新築資金の返済というのは、他の税金の負担やその他の諸費と比べますと、質が違います。つまり、担保物件がきちんと設定をされている義務になる問題です。

ですから、委員長報告の中にも記載されていますが、法律上の手続、これがずっと言われていながら、執行されていません。執行されるとすると、やはり同和対策事業の積極面と陰の部分のきちっと町の幹部が説明をする必要がありますし、最後に、町民合意をきちんと納得した形で活かそうと思えば、本当に後が大事なんやと、つまり滞納のままで終わることはできひんという、町長を先頭にして説得をぜひしてもらわねばなりません。そのことがずっと言われていながら、実行されないまままきています。いよいよどうにもならない状況になる前に、きちんと手を打つというのを決断する必要がありますし、そのことを強く求めて反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。土地取得造成事業、一時は1万6,000平米、52カ所以上の残地がありました。その後、随分努力をされて、残地の解消に向けて取り組んでいるところです。そして、残地の解消の枠組み、つまり売却の枠組みが当時は同和対策事業を受けたものというように限定がありました。しかし、住宅の使用ないしは事業としての使用、それから、売却の対象もそういう限定がなくなったというように説明がありました。そういう努力を評価して賛成討論とします。

さらに、この売却はまだ道半ばです。そういう点ではさらにさまざまな努力をして、枠組みを広げて、完了ができるようにしていただきたいですし、この土地取得の造成事業そのものを同和対策事業の大事な柱として取り組まれてきたわけですから、町の姿勢としてもしっかりと完了させるという立場に立って事業終結に向けていただきたいと思ひまして、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度甲良町水道事業会計予算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 水道事業は、大変大事な命の水と言われる事業を甲良町が展開をしている大事な事業です。そういう中で現場の努力は、私は大いに評価をいたしますし、さらに努力をしていただきと思っています。

同時に盗水疑惑の委員会が設置されて、その問題が論議をされた経過があります。そして、その経過のもとに特別委員会の報告書、そして、町行政に

求める意見が議決をされています。その内容から見ても、盗水疑惑がすっかりなくなったという宣言ができる状況に、今まだなっていません。その盗水疑惑がきちっと解決したんだと、盗水疑惑の町と言われたいことが大事ですし、そういうことを言われるような根拠はもうなくなりましたというように記者会見なり、それから宣言なりできる状況を早くつくる必要があります。

そのこととあわせると、水道料金の滞納、前期は400万を超える不納欠損を計上したために、4,000万台になりました。しかし、5,000万円台の滞納額が、一方では累積をする、一方では盗水疑惑、つまりメーターを通さずに水道を利用していると、使っているという疑惑が解消されないまままきています。そういう点では、盗水疑惑をきちんと解決して、そして滞納の方々に対してきちっと法的にも、それから説得にしても払ってもらわなければならないというのを迫っていく必要があります。迫るからには、疑惑はありませんよと、メーターを通さずにやっている方は、それは刑事上の告発も、それから別の手続でもするんだということが言えないまま、水道料金の滞納がずっと累積をしてくれています。ですから、そういう説得する立場、それから、きちっと支払わせるという立場に町行政が立つ必要がありますし、その状況から28年度の会計、そして事業姿勢から見ても、それがまだ見えてきませんので、反対討論とするものです。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第33号は可決されました。

○西澤議員 議長。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 休憩を求める動議を提出いたしたいと思います。予算委員会が午前中に開かれて、どういうようにするか迷っておられる方もおられます。当初提出された25号と比べて、2つの事業が減額をされています。検討する時間が要ると思いますので、ここで、休憩をしていただきたいと動議を提出します。

○木村議長 西澤議員から休憩動議が出ました。

休憩動議に賛成の方はありますか。

(「賛成」の声あり)

○木村議長 わかりました。賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ただいまの休憩動議について、お諮りいたします。

ここで休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議がありませんので、ここで休憩いたします。

(午後 2 時 0 5 分 休憩)

(午後 2 時 2 0 分 再開)

○木村議長 再開いたします。

次に、議案第 3 5 号 平成 2 8 年度甲良町一般会計予算について討論はありませんか。

8 番 西川議員。

○西川議員 反対討論をさせていただきます。予算と横領事件は別だということとは私も分けて考えたいと思っていましたけど、今日また新たに国保の二重請求が 1 0 0 件、発覚しております。今日の答弁は機械のミスであったというような話で片付けられましたけど、行政がそのようなことを、機械のミスだからといったって、チェックは絶対必要だと私は思います。その辺が考え方が少し、こんだけいろんな問題が起こっているにもかかわらず、考え方が甘いんじゃないかなと思います。その辺のところは 1 つあります。

それと、先ほどの本会議の席上で西澤議員が言った話のところでの水道事業の不正もあったんじゃないかというようなことも、あったようなことを聞きますし、その辺のところもあわせて、事業収入の予算の根幹である税というものの考え方をやはり一度完全に解決しなきゃ、後になって金がないわという話では町民はもうやってられないわけです。議会の方も何を審議していたんだと、また追及もされます。その辺のところはやはりあるわけですから、こんなような中で予算を認めるというのには、ちょっと私は無理があるんじゃないかと思いますので、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

7 番 宮寄議員。

○宮寄議員 7 番 宮寄です。ただいま上程されました一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

我が国におきまして、今後ますます進む少子・高齢化。本町におきましては、さらにその傾向が顕著であります。その上、長らく続くデフレ不況や企業、事業所などの相次ぐ倒産により、生活保護を受給する町民もますます増

える一方、早急に対策を講じる必要があると考えております。

そのためには、まず町民生活をとめてはいけないという強い思いを一番の理由として賛成するものであり、町長および町当局に100%委任するものではありませんので、申し添えておきます。

第1に思うことは、公金横領事件により長期にわたり職員の固定化した勤務体制については、行政改革にスピード感を持って進めなければなりません。行財政改革は町民の皆様へのサービスを低下させることも事実です。いかにして町民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくのか難しいところではありますが、ここにあらゆる知恵を集中させる必要があります。さらに、私は真の意味で民間活力を最大限活用し、滋賀県一小さい町による、滋賀県一強い甲良町をめざすことがその解決の糸口になると考えております。

今年度の一般会計予算は、歳入歳出ともそれぞれ36億7,400万円です。平成28年度当初予算を組むにあたり、依然として続く景気の低迷や人口減少ならびに少子・高齢化の影響による町税の減少、さらには社会保障関係経費の増加等が見込まれることから、引き続き非常に厳しい財政状況であると感じました。もともとは36億9,300万円の計上で、議員諸氏の意見に耳を傾けられ、主に南部工業団地の土木債、自治体PPS事業の取りやめなどによる1,900万円の減で36億7,400万円。町長におきましては、そんな中、予算編成については大変ご苦労されたことと思われまます。

先日の予算委員会、また先ほどの予算委員会での審議状況を見てもおわかりのように、さらなる議論の必要性が残されていることも事実です。特に、委員会で質問させてもらった中でも、補助金や助成金の交付目的や交付先、また委託業務に係る委託先の適否等、町民目線、町民感覚からしても多くの課題が見えてきたことも事実であります。収入においては、ふるさと納税では沢山の基金積み立てができ、支出におきましては、住民にすぐ影響する福祉予算に当たる民生費は、全体予算の3分の1を占める予算を組んでいただきました。長年の課題であった改良住宅の譲渡につきましても、ようやく明るい前向きな姿勢が見られます。これからの甲良町を担う青少年健全育成のための予算等も全体の1割強という予算規模となっております。

しかしながら、反対討論でもされたとおり、指摘された課題については真摯に受けとめていただき、さらなる精査を加え、今年度で見直しも行いながらとの願いを込めまして、今回の平成28年度一般会計予算には賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は反対討論をいたします。当初予算というのは、町行政の顔、町長の基本姿勢を示したものだと言われていています。まさにそのとおりだと思います。今、甲良町政と町民が直面している課題は、人口減少問題と暮らしの支援、子育て応援の充実、農業振興の強化だと考えます。南部工業団地構想は、町の持ち出しを極力抑えるというものの、1億円近い町負担が先行し、このような人口定着の根拠は大変弱いものとなっています。甲良町政が過去に行ってきた工場誘致が、人口増加にも、このような拡大にもつながっていなかったという現実が目の前にあります。その反省、教訓は何かを町政が分析もしないまま、新たな工業団地造成に乗り出しても、説得力はありません。さらに、中間業者に委託し、町が関与すると言っていますが、企業利益の優先で、望んでいる企業に甲良町の条件クリアをすること自体が困難だと見られます。その上、税金着服事件1つ、いまだ全容が解明できていない現町政のもとで町内雇用の確保など、町民に有益な協定を結べる保証はないと考えます。

2つに、工場誘致策に、日本共産党は一律に反対するものではありません。公害企業でないこと、雇用創出に貢献できる企業などの条件をクリアできることを求めています。また、利益追求が企業の基本であることから、特別な優遇策は必要でないことなど、政策提言も行っているところです。現在、企業の業績が伸び悩んでいる状況下で、消費税10%への引き上げが狙われており、ますます企業進出の意欲は減退することが予想される時期に急ぐ必要は全くないと考えます。

3つに、着手してしまえば、幾ら第1ステップ、第2ステップと段階を経て議会に諮るといえども、人口増加で実績を上げている全国自治体の子育て応援や高齢者の暮らしを支えるなどの民生費を圧迫することは明らかになります。28年度の再提出をした予算案でも、学校給食費の値上げ分の補助、自転車購入補助など一步前進と評価できますが、対象枠も、それから金額も極めて小さなものになっています。町民の暮らしに寄り添って、広く町民を対象に健康と暮らし、子育て、農業応援の予算をもっと充実させる必要があります。

4つ目に、南部工業団地の意義について、去る15日、町長が土木建設業者の仕事にもつながると説明されましたが、従来どおりの大型公共事業発注の考えであって、苦境の中の中小建設業者への救済策は、税金や金利の軽減、返済猶予、そして、民需の拡大につながる住宅リフォーム補助制度の拡充が求められます。それこそ、緊急に手を打つべき施策ではないでしょうか。

5つに、個別に事業を見れば、在土公民館の耐震化補助や健康推進の民生費など、必要で、また義務的経費が多数含まれていることは承知しています。

しかし、予算は町政の顔と言われ、町長の政治姿勢の基本が問われるもので、総合的に判断しなければならないと考えます。

6つに、予算編成というものは、前年度が終わったときから、いえ、町長が在任中、日々さまざまな状況から、とりわけ町民の暮らしと経営の実態からくみ取り、施策に反映する、練り上げられたものでなければならないと考えます。ところが、今回、2つの事業を一部取り下げ、あるいは全面取り下げをされ、町政の統一的な目標が極めてあやふやであり、不明確だということが伺えます。

7つに、以上のことから南部工業団地にかかわる費用の皆減、学校給食費補助の大幅な増額、出産祝い金や入学祝い金の創設、第2子からの保育料の無料化、紙おむつやミルク代の補助など、子育て支援の充実を打ち出して、介護保険の負担軽減など、誰もが安心して暮らしたいと思える甲良町予算とすることを、提出し直しも含め、強く求めて、私は反対討論とするものであります。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は否決であります。町が提出した原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、議案第34号に対する町長の提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日は、何かとお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日、追加提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第34号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とします。

○木村議長 日程22、議案第34号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第34号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年3月22日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する議案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第34号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、特別職、町長の給料につきまして、4月1日から8月31日までの5カ月間、その給料月額の100分の10に相当する額を減じた額ということで、減額する条例でございます。今回の一連の事件といいますか、特に税務課関係の事件の管理監督責任ということで、町長がその責任を減額によってとらせていただくという内容の条例でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** 町長の減額を提出するという経過をひとつ説明いただきたいというように思います。それは、いろんな時点で政治家の決断となるというように思いますし、それが慣例から考えられたのか、それが1つです。そして、やはり町民に対する信頼回復をずっと言ってこられています。そのことを形にあらわそうとして、この10%の減額を提案するようになったのか、説明をお願いいたします。

○**木村議長** 町長。

○**北川町長** 西澤議員の質問にお答えをしたいと思います。今回、元職員の公金の着服事件がございました。そのことについて、3月8日に記者会見をし、発表もさせていただきました。もちろん、職員の懲戒免職処分というようなことであります。それ以前に、皆さんには議員控室やったと私は記憶しているんですが、私は当然、自分自身を処分するということをお話をさせていただいた経緯がございます。そのときには、私なりに厳しい処分をさせようということは言いました。しかし、それはそのときにもお話しさせていただいたように、ある程度、事件の全容が解明できた時点で厳しい処分をさせていただくというようなことを発言させていただいたと思っております。ただ、3月8日になぜ10%の処分をしたかと言いますと、職員、例えば担当課長、そして補佐の2人を減給処分にしました。そして、その中で私も会見に出ておるわけですが、その中で町長は何も処分しないのかというようなこ

とが一般的に報道されることによって、私の真意が表に伝わらないというような思いもあって、とりあえず10%の処分はさせていただいておいて、後ほど全容解明があった時点で、さらに厳しい処分は何らかの形でさせていただくというような思いがあったので、今回こういう提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 全容解明を待って、みずからの処分を決めるということではなくて、そうしますと職員の着服事件、横領事件があったことを重く受けて、1割の5カ月を減額するという決断に至ったんだというように今の答弁を聞いて思いますが、町民の反応はテレビや新聞でも既に伝わっていますので、1割カット、そして合計で33万の減額ですから、それが厳しいと言えるのかというような意見を私にくださる方があります。その点については、どのように考えられるでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 先ほどから言うてますように、私としても全容解明がないうちから、自分の処分を厳しくするのめいがかないかなというような思いがあったんです。ただ、報道機関の皆さんに集まっていた中で、職員の処分だけにとどまるんかということで、今、西澤議員がおっしゃるように、町民の皆さんから批判があるということを前提で、私もそれなりに処分をさせていただきました。ただ、そのときにもう少しきちっと、できるだけ早く解明をしたいと思っているんですが、解明の時点で私なりにかなり厳しい処分をさせていただこうという思いをちょっとお伝えができていなかったのかなとも理解をしております、10%はこの前の会見のときに私なりに、あとのことはさておいて、ある程度、自分なりに処分はさせていただいたというような理解でお願いしたいと思っています。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 町長は全容解明したらとおっしゃるんですが、今の状態を見ると、1年も1年半もかかるんじゃないのかなと思います。その辺が、どの辺をめどにされるのか、全容解明というても、27年度なのか、26年度なのかとか、やはりその辺のところはいろいろあるかと思うんですけど、今、町長自身はどのように思っておられるのか。やはり、政治家の責任というのは、この時点でやっぱりけじめをつけるとか、その辺のところがないとなかなか難しいもんがあると私は思います。今の警察の話やとか、今日の税務課長の説明を聞いていまして、どうなっていくのかなというような状態でお

られると思います。その辺で証拠があるんなら、もう今すぐにでもわかるはずなんです。証拠がないのに持ってこいと言われていて、そこがもう首をひねっておられるわけですから、その辺がどれだけの時間がかかるんだということがちょっと私はわからないので、町長の思いをもう少し聞かせていただきたい。

○木村議長 町長。

○北川町長 私も正直、西川議員と一緒に、全容解明、全てが解明できるというたら相当かかるという思いはしております。ただ、全容が完全にはっきりとわかるというようなことじゃなくて、ある程度、おおよその被害額が大筋つかめるいう段階で、私なりに厳しい処分をさせていただこうということで、我々も職員、一生懸命、解明に向けて努力をさせていただいて、年中の早い時期におおよそのことがわかれば、その時点でというような思いを持っておりまして、次の年も越してというようなことは思っておりません。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 年内ということをめどと思っておられるようなんですが、それにしてもそれが内容的にどういうふうになっていくのか。今現在、3月までは50%の減額という形になっていて、町民感情からいきますと、今、町長はとりあえずのところだとおっしゃっていますけど、この間までが50%で、今度は10%かという話はやはり町民感情からしてもおかしいと思うし、ちょっとでもしとこうかというぐらいの発想なのか。今、町長がおっしゃったのは、プレミアムの分の1カ月分なんですよね。やはり、その辺がちょっと町民感情としてはいまだに理解できないと思いますが、その辺、町長はどう思われていますか。その先のこととして、どのようなことまでをお考えになっていますか。

○木村議長 町長。

○北川町長 とりあえずという意味合いじゃなくて、できるだけ早い時期に私としても、5カ月の減給処分ということになりますので、その5か月の間におおよそのことがある程度わかってくるというような期待もしておったわけですから、その時点で最終的に自分の厳しい処分をさせていただこうというような思いを持っておったことは事実です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 質問でも述べましたけども、みずから厳しい処分と言われるからには、その金額で言えば、プレミアム商品券の問題の処分、金額からしても、5割カット、3カ月です。金額も違います。それから、今、回答でわかりましたけども、つまり、発覚をした自体、そして、町職員の監督が不行き届きだったというのは、町長が善意であったとしても、それは部下が起こしたこと。しかも、これは経営体ではありません。やはり、北川町長は政治家でもありますし、そして、職員の先頭に立つ、そして、町民の代表として仕事をするわけです。その一番の根幹部分のところで着服がされて、そのことに町長が全く関与していない、そして、知らないところで起こったとしても、起きた責任をとるというインパクトが非常に大事です。全容がわかってからということもありますが、そのことが発覚したこと自体が、今、町民の中には甲良町行政そのものにもう大きな不信を持って、町民が甲良町を見えています。また、町長を見えています。

そういうところから見たら、みずからの厳しい処分というように言われるのであれば、金額も、それから期間ももっと長い期間、そして、カット割合も思い切ったところで町民に示すということがあって、それが政治姿勢としてあらわれるということですので、1割カット、5カ月というのは、プレミアム商品券はみずから起こした問題で、それを自責されたわけですけども、行政上の不信を、やはり町長ではないけども、職員が、部下が起こしたことですから、そのことを町民に深く知ってもらい、そして、町長の覚悟を見てもらうという上では、1割カットというのは本当に少なすぎるというように思いますので、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立少数であります。

よって、議案第34号は否決されました。

次に、日程第23 発議第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第2号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成28年3月22日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員 西川議員、同じく野瀬議員、同じく山田裕康議員、同じく山田充議員、同じく岡田議員。

○木村議長 本案については、西澤議員から議案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案をさせていただきます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則中、第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、第5項の次に、次の1項を加える。

6、町長の受ける平成28年4月1日から平成29年3月31日までの給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額からその給料月額の100分の60に相当する額を減じた額とする。

付則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

裏は、第34号の規定の中で書かれています、それと違いますのは、改正後のところで、「100分の60」ということと、それから、期間が4月1日から29年3月31日まで、つまり1年間、12カ月というように規定をしています。

それで、提案するにあたって、以下の理由によって提案をするものでありますので、議員諸氏の賛同をぜひお願いいたしたいと思っております。

1つは、北川町長はプレミアム商品券問題について逸脱した購入問題、町職員の税金着服事件での監督責任、ビール券贈答による議会多数派工作などを受け、町政の信頼回復を何度も繰り返して表明していますが、どれほど口で言おうが、町民は納得しないし、説得力はないと考えます。また、10%、合計33万円の減額では、町行政の最高責任者、指導者として職員に信頼を置く基準に束ねていくことはできないというように考えます。

2つに、信頼回復という表現を目に見え、町職員の心に届かなければ、これだけ地に落ちてしまった甲良町政の信頼回復は厳しい現状だと考えます。

3つに、プレミアム商品券問題の際、みずからの決意と政治決断で50%、

3カ月分のカットを提案されてきました。今回の公金着服事件は、行政運営の根幹を成す税金や各種料金という最重要部分で起きた職員の犯罪容疑であります。しかも、この間の予算審議や会見等の説明の中で、日々の集計を怠っていたことが判明しており、北川町長みずから20年来されていなかったと発言もされているぐらいであります。これらの重さからはかって、60%、1年間のカットで、町長の思い切った決意を示すときが来ていると思います。

4つに、条例報酬の40%は26万4,000円で、職員給与水準で見れば93号1級の月額24万6,000円より多く、50号2級の26万3,700円程度となり、生活保障の観点から見れば、極端に低いというものではないと考えます。

以上、政治家たる町長の政治姿勢の決意を示すものであり、以前、ある町で解職請求後の出直し町長選挙で、報酬70%カットを公約に掲げ、ポスターに掲げて、現職町長が振り返った記憶があります。カット金額は475万2,000円となります。町長報酬の思い切ったカットは、対外的にも大きなインパクトを持ち、町長みずからの気持ちの、この際引き締めになるものだと考えます。その決意のもとで町政にたまったうみを一つ一つ正していただくことを強く求めて、提案説明といたします。どうぞ、よろしく願います。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 2点についてお尋ねをいたします。

まず、違法ではありませんが、議員にも発議権があって、この議案は提出することができます。しかし、職員の給与を減額するという発議は、多分、私の思いでは先例がない。そこで、西澤議員にお聞きしますが、その先例があって、こういう議員発議ということになったのか。

それと、12カ月、1年、60%という率、それは仮に町長の処分として根拠をどこで求めてきたのかという、先ほど提案理由の中でもいろいろ説明がありましたが、なぜ1年、60%なのかという根拠。そして、違法ではないけれども、議員の発議の権利はもちろんあるわけですが、本来これは当局というか、本人から自分の処分の申し入れ、行政の方から提案すべき内容であって、議員からその処分の減額を決める、決定をするというそういったことが果たして妥当であるかどうかという疑問もあります。とりあえず先例と1年、60%の根拠を教えてくださいたいと思います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 建部議員の質問にお答えいたします。つまり、今、起きている甲良町政の混乱のもと、大変でたらめな行政が続いていたからにはほかなりま

せん。プレミアム商品券の問題でマスコミに載って、全国に発信をされました。その直後だからこそ、税金の着服事件、つまりそれが発覚をして、間もあかないうちに、こういう事件が起きた。しかも、調べてみましたら、行政側の報告でも2、3年の範囲、それから、その容疑者は5年間、その業務についていたという点でも大変深いものであります。

提案説明の中でも述べましたが、町民の不信感、信頼できない状況は大変深いものがあります。ですから、そういう点から考えると、先例がどうかどうかということではありません。政治家としての決意を示すべきではないかという私どもの提案ですし、賛同をいただいて、提出をされたものでありますから、政治家の決断というのは、先例はありません。先例を考えるならば、事なかれという形で、先例がないから黙っているのかということにもつながります。そういう点では、先例を考えることが必要でないとは言いませんけれども、甲良町で起きた事件を考えるならば、こういう提案が必要だと考えています。

それから、2つ目には、1年、60%、これは私としても考えたのは、プレミアム商品券で50%カットを申し出られました。これは政治家の町長としての決断をみずから示したわけですけども、その示した金額から見て、今回、34号で示された1割カット5カ月というのは短いのではないかと。つまり、プレミアム商品券から続いて税金の着服事件、しかも、町長、課長がその職員を監督する、そして、行政事務をしっかり日常的に行っているかどうかというのは、日常的に点検をする必要があります。委員会の中でも明らかになりましたが、20年来そういう形で続いていたというんです。質問された建部議員もその経験をされておられる立場の方であります。ですから、この際、甲良町の信頼を回復する、町行政としてのトップとしての信頼を回復するという決意をあらわしていただきたいというので提案をさせていただいた根拠であります。

以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 反対討論であります。まず、議員の発議でもって特別職員の処分を決めるということは、極めて異例であります。これは本来、本人、町当局からみずからの処分についてはお諮りをすべきであります。

それと、1年、60%という率も非常に長いし、高いという思いがござい

ます。

よって、その2つの理由で反対といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 賛成討論をさせていただきます。内容的には西澤議員がおっしゃったことでいいと思うんですが、それに加えてやはり町長自身がこの60%を引っ提げて国や県、あと市町の会議だとかに行くときに厳しい処分を受けたという形の中であれば、やはりいろんな要請やとか要望、陳情、交付金の関係とか、そういうところに行かれたときにも10%ではちょっと難しい。やはり、どういう状態になっているんですかというようなことも恥ずかしい思いで行かれないかと。こんだけの気持ちでもって60%カットと、議会が押しつけたと言われても結構ですが、そういう形の中で行かれたら、やはりある程度は理解してもらえるところがあると思うんです。町民感情もそういうところである程度はわかってくれると私は理解しますので、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。反対討論を述べます。

この件の提案の中に、ビール券の配布なども盛り込まれておりますが、そもそも提出者の西澤議員、以下、賛成議員の方々の中に、議員同士で祝い酒のやり取りをされている方もあるかと思われまます。まず、自分の身を処してから、こういう提案はなされた方が町民の代表たる議員の立場だと思っておりますが、確かに100分の60掛ける12カ月、建部議員と同じくやや重きに処するのではないかという思いもあります。まず、提案者みずから身を処してからの提案をしていただきたい、その思いで反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第24 発議第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第3号 北川豊昭甲良町長に対する問責決議（案）。

甲良町議会会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出します。

平成28年3月22日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 野瀬議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

○**木村議長** 本案については、野瀬議員から議案説明を求めます。

野瀬議員。

○**野瀬議員** それでは、朗読をもって説明とかえさせていただきます。

北川豊昭甲良町長に対する問責決議（案）。

昨年12月議会において、プレミアム付商品券問題やふるさと納税返礼品問題等で、北川豊昭甲良町長に対する不信任決議を提出したが、否決された。プレミアム付商品券の調査検証結果決議に対しては、町長が上限を超え購入したことに関する部分が、議会に対する検証報告に記載されておらず、議会の決議を重く受けとめてしっかりと検証したのか疑問が残る。そして、その後も次から次へと新たな問題が表面化している。

まず、1月24日の投開票の甲良町議会議員選挙の当選者に町長がビール券を贈与したことが新聞報道された。公職選挙法に詳しい神戸学院大学の郷博之教授は、「いかなる名義でも寄付したことに変わりなく、公職選挙法に抵触するおそれがある」との見解を示している。これには、「慣例になっている。うかつでした。軽率でした。不注意でした」とのコメントをしているが、言いわけとしか言えません。この件は、言いわけで済ませるものではありません。

さらに、1月13日に発覚した町職員の公金着服事件は、いまだに全容が解明されておらず、報道では数千万円におよぶ被害があるものと言われております。甲良町の最高責任者としての責任の取り方が、給料の10分の1を5カ月間減額としているが、その程度の事件だったのでしょうか。もっと責任を重く受けとめるべきである。

また、本来、行政と議会は両輪で、ともに議論を交わしながらよりよい町政運営を行っていくものである。しかし、今まで多くの項目で議会への説明がなかった事実があり、町長の行政の進め方は議会軽視も甚だしい。現在、甲良町といえば、小さな町ですが、県外の人にも悪行で有名になっています。このように、甲良町の名誉を失墜させた責任は重いものと言わざるを得ません。

以上により、町議会は北川豊昭町長に対して、行政運営の最高責任者としての自覚が欠如し、町民や議会に不信と不安を招いた一連の責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成28年3月22日。

甲良町議会。

というところで、提案させていただきますが、本日も西澤議員から発言がありましたとおり、新たな問題、これも発覚しております。このように、次から次という問題が発覚している、襟を正すべきだということで、問責決議案を提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。先ほどの発議2号でも言わせていただきましたが、ビール券の配布などと込めて問責だと思っんですけども、提案者、賛成者も身に覚えがあるかないかはこの場では追及いたしません、ビール券の配布と当選のお酒の現物のやり取りなど、確認しているところもあります。まず、自分の身を呈してから、こういう発議を出されてはどうかという意見も込めまして、反対討論といたします。まず、人のことを言う前に、自分を律してからにした方がいかがかと思われま。

以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、日程第25 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第1号 歩行者と自転車通行の共有路標識を必要度の高い尼子信号から出町までの歩道に設置し、甲良町内の歩道の必要箇所に拡充することを求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成28年3月22日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 田中議員。

賛成者 甲良町議会議員 西川議員。

○**木村議長** 本意見書については、田中議員から議案説明を求めます。

田中議員。

○**田中議員** それでは、朗読をもって意見書の提案説明をさせていただきます。

歩行者と自転車通行の共有路標識を必要度の高い尼子信号から出町までの歩道に設置し、甲良町内の歩道の必要箇所に拡充することを求める意見書(案)。

県道敏満寺野口線の尼子交差点（セブンイレブン尼子店前）から出町までの歩道は一般的には自転車も通行できるものとして、とりわけ通学の生徒たちがよく利用する歩道となっています。ところが、歩行者と自転車通行の共有路標識がありません。当歩道の幅は2.3メートルから4.3メートルあり、標識がないことで、自転車が車道を通行するのは大変危険です。

一方、呉竹方面に向かう主要地方道彦根八日市甲西線の歩道は歩行者と自転車通行の共有路標識があり、歩道幅は1.7メートルです。

さらに町内には、町立図書館から国道307号線金屋北信号までの間に2カ所その他、数カ所の歩道に、規定の3メートル以下であっても同標識が設置されており、その他の歩道でも必要箇所が残っています。

まず、尼子信号から出町までの歩道に設置し、町内全域も必要箇所に拡充し、安心して自転車の利用ができますよう下記の事項を要請します。

記。

1、県道敏満寺野口線の尼子信号から出町までの歩道に、歩行者と自転車通行の共有路標識の設置を要請し、甲良町内で危険箇所、自転車の通行量の多い箇所など適切な歩道に設置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日。

滋賀県知事様。

滋賀県公安委員会委員長様。

甲良町議会議長 木村修。

以上です。よろしく申し上げます。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 意見書の中にあります県道敏満寺野口線の通行量ですが、できた当初、車の通行量は今の状況と比べますと、大変少ないものだったと言われています。そこで、通行量が多くなるにつれ、自転車通行が歩道の中でされるという状況になっています。

現在、自転車の通行についての道交法の改正がありました。そこで、安全な自転車通行が求められているところでもありますけれども、この必要な場所については、幅もかなりあります、そして、県の公安委員会に聞きますと、この基準以下であっても、周りの状況、車両の通行状況などによって、歩道でこの設置がされるというように聞いています。ですから、このセブンイレブン前の交差点から出町までの間は、全町の高校生、通勤客などが自転車でよく通うところでもあります。そういう点でも、一日も早い設置をして、警察に聞きますと、現在、走っている状況は違法な状況になるということになっています。合法的に通行でき、安心して通行できる上でも、このことが先行してされる必要があります。

同時に、この標識は各地で大量につくられています。甲良町も見えますと、歩道のところでない部分もあります。ですから、この意見書を提出して、公安委員会の設置の方向が前向きに動いているようですので、それを後押しをするというので、意見書が可決されますよう賛成討論といたします。

それで、この署名を集めておられた、請願の際にも紹介しましたが、樋口訓民さんは、1, 325の署名を丸善前、それから、孫に手伝ってもらってこつこつと集めるという努力をされていますので、その努力に報いるということも大事なことだと思いますので、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第1号を採決いたします。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に、日程第26 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 意見書第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成28年3月22日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 阪東議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

○**木村議長** 本意見書については、阪東議員から議案説明を求めます。

阪東議員。

○**阪東議員** 朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）。

10月5日、米国、アトランタで開催されていたTPP閣僚会合において、TPP交渉は大筋合意に至った。その内容は、農林水産物の重要5品目への特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃となっており、国会決議の内容を逸脱しているとの懸念がある中、生産現場には不安の声が広がっている。

また、TPPは、単に農業問題だけではなく、食の安全・安心、医療、保険、ISD条項など、国民の生活の根本に大きな不安を抱かせるとともに、国や地域の形を大きく変える重要な内容を含んでいる。

については、農業者のみならず消費者など広く県民に対して、TPP交渉の合意内容に関する情報を公開するとともに、TPPの合意内容について、国会決議が遵守できているか厳格に精査し、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日。

内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣様。

甲良町議会議長 木村修。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** 1点、お尋ねします。文案にあります、中ほどまでの状況です。

「また、TPPは」というところを見ますと、大変不安を抱いています。そこで、こういう状況であれば、批准をしない、つまり、国会決議は自民党も

含めて国会決議をされています。国会決議に反するT P Pの批准はしないことを求めるといふ明確な意見書が作成されていればよかったです、その内容が入らなかったのは、なぜかと。それを盛り込む必要があったのではないかと思います。他の自治体の意見書を見ますと、そのことが盛り込まれている自治体の意見書もあります。提案者の見解をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 先般、報告させてもらった中には、具体的な批准というところについても報告させていただきました。ただ、私は紹介者なので、一応、J A 東びわこからこの文面が届いておりますので、そういうことを私が変えるという形ができませんので、ご理解を願ひたいと思っております。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 請願書と意見書の違いを阪東議員は理解をされていないのかなというように、今の答弁を聞いて思いますが、その請願を受けて、議員が作成するものです。もちろん、請願者にひな形を送ってもらう例もありますけども、それを基準にし、また参考にしながら議会として、つまり甲良町議会としてはこういう決議が要るなあということを検討してもらって意見書にまとめていくということが大事なことです。請願者でないのだから、意見書については請願者からもらった意見書をなぶれないというのは間違いではないかというように思いますが、再度、その見解も含めてお願ひします。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 今ほど、解釈的に私自身が間違っているかもわかりませんが、次回からそういう形のもので検討させていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 独自の立場で賛成討論を行います。T P Pの協定は2月4日に調印を終えて、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその内容を示さないまま、T P P対策費を含む補正予算を通して、約2,900ページとされる協定および付属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間を与えないで、国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらに、国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくありません。

一方、T P P協定は少なくともG D Pで85%以上、6カ国以上の批准が

なければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今、行われているアメリカ大統領選挙の候補者のうち、T P P大筋合意支持は少数であります。アメリカの批准は、早くても11月の大統領、議員選挙後と見られています。アメリカの状況とは無関係に、今国会中に成立をめざすのはあまりにも拙速過ぎます。協定の内容も問題です。米、麦での輸入枠の拡大、牛、豚肉での関税引き下げなど、重要農産品5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらに、政府が守ったとしている重要5品目の例外も7年後にはアメリカなど5カ国の関税撤廃について協議が義務づけられているなど、今、示されている合意は通過点に過ぎません。全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあります。これでは、地域農業は成り立ちゆきません。

また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制、制度にかかわる各種審議会に3カ国企業からも意見を表明できる規定さえあります。T P Pと並行して行われてきた日米2国間協議では、アメリカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことまで踏み込んでいます。また、外国企業が貿易取引の障害になるという理由だけで、当該国政府を訴えることができるI S D条項は、日本の主権を侵害する危険性の高いものであります。以上、これらは例外なき関税撤廃を原則とするT P P協定の本質から帰結するものです。

以上のことから、国会決議に違反するT P P協定の批准は行わないことを求めることが何よりも重要だと考え、本意見書は弱点を持つものだと考えます。しかし、請願者は請願審議の段階で大筋合意が前提として考えていないという表明もありました。私たち日本共産党は、T P P協定の不安を持ち、反対している多くの方々とも連携をして、安倍内閣の国会決議違反を追及し、批准阻止のために尽力することを表明します。また、北川町長はそれぞれの立場でT P Pについては、やはり反対を貫くということで、私の一般質問にも答えていただいています。そういう点でも、その立場を貫いていただいて、立場は違いますが、さまざまな農業者、医療関係者などなど、自治体にも大きく影響するT P P協定の批准は行わないというように求めていく運動を強めたいと考えています。賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第2号を採決いたします。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第27 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日に開会をいたしました3月定例議会、本日まで19日間、非常に長期にわたりまして、行政が提案をさせていただきました議案22議案、うち19号、マイナンバー関係は残念ながら否決がありましたが、それ以外の議案は全てご承認をいただきました。大変ありがとうございました。28年度の事業に向けて、ご承認をいただいた各議案、いろいろなご意見を賜ったことをふまえて、執行に向けて頑張っていきたい、このような思いをいたしております。これからもどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

今日は、最終日に私に対する発議もございました。いろいろとご意見もいただいております。私なりに弁解ということになるかもしれませんが、処分は自分なりに厳しくするという事は初めから思っております。ただ、タイミングの問題で、記者会見時、3月8日、そのことが暫定的な処分ということが理解されなかったということは非常に私なりに落ち度もあったのかなとも思っております。今日は、議員の皆さんからの発議によって、そのことがかなり厳しくご意見もいただきました。結果をふまえて、私もそれを謙虚に受けとめて、今後、頑張っていきたいなとも思っております。一連の事件がございしますが、言葉が足りませんが、できるだけ早く、この全容解明に向けて、職員等あるいは捜査当局との連携をとって、これはしっかりと進めていきたいし、取り組んでいきたい。そして、一日も早く皆さんに報告ができる

ようにもしていきたい。ただ、今現在、何回も言うておりますように、捜査途上ということがあって、私どもがなかなか警察の方からの情報もあまり詳しくは出てきません。そんな中で、我々がある程度、順番に調べている経緯を警察には逐一、説明はさせていただいております。そんな中で、一日も早く全体像がある程度、見えてくるというような形に持っていきたいなという思いをしておりますので、もうしばらく皆さんの方でもご理解をいただきたいなと思っております。

いろいろと、この3月議会では大変厳しい叱咤激励をしていただきました。このことは、職員も肝に銘じて頑張っていきたい。二重請求とか建設水道課の問題、先ほど出ておりましたが、水道課の問題についてはまた担当課の方から説明すると思いますが、ニュアンスの違いがあるのではないかなとも思っております。今後はご意見をいただいたことをもう一度しっかりと受け止め、マニュアルの作成できでない部分は、これも我々の反省材料として、急いでまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この定例会を最後に、職員も2人が定年を迎えました。山本教育次長と若林産業課長、長い間、役場の職員、管理職として頑張っていたいただきました。大変ご苦労さんでございました。そのことも皆さんにご報告をさせていただきまして、これから春先、またいろいろな事業あるいはイベントもございませし、またこれから入学式あるいは卒園式もまだ残っております。議員の皆さんにもご参加をいただくこととなりますが、どうぞお体の方はご自愛をいただひて頑張っていたいただきたいし、ともども頑張つてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでございました。

○木村議長 これをもって、平成28年3月甲良町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後3時37分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 宮 寄 光 一

署 名 議 員 西 川 誠 一